

学校法人会計の概要

◆ 学校法人とは

学校法人とは、我が国の学校教育法（昭和 22 年公布）および私立学校法（昭和 24 年公布）の定めにより設立された法人です。自らの目標を掲げ、その達成に向けて教育研究諸活動を行い、社会に貢献・還元することを目指します。

学校法人は、私立学校振興助成法（昭和 50 年公布）により、国または地方公共団体から助成金を受けていることから、文部科学大臣の制定する「学校法人会計基準」（昭和 46 年公布）に則り、会計処理及び計算書類を作成することを義務付けられています。

◆ 学校法人会計基準とは

学校法人会計基準とは、学校法人の財政および経営の状況について、真実に基づき全取引を正確且つ明瞭に表示することを原則としています。また、この原則は永続的に用いられることも求められます。

つまり、私立学校振興助成法に基づき、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な基準なのです。社会・経済状況の変化を踏まえ、社会に対する説明責任が一層求められるとともに、学校法人が適切な経営判断を行う必要性が増していると考えられます。

◆ 学校法人会計と企業会計との相違

企業会計は、利潤を目的として、資本投資・回収、生産性の向上を行っています。その事業活動の結果を損益状況と捉えて開示することが目的です。

一方、学校法人は、建学の精神による教育研究諸活動を行う公共性の高い法人であり、学校法人会計では、その諸活動を永続的に行えるように収支の均衡が図られているか否かを把握する特性を有しています。

◆ 計算書類について

学校法人が学校法人会計基準に基づき作成すべき財務諸表は以下のとおりです。

i) 資金収支計算書

毎会計年度、当該会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日）の諸活動に対する全ての収入及び支出の内容、並びに支払資金（現金、預貯金）の顛末を明らかにするものです。

ii) 消費収支計算書

毎会計年度、当該会計年度の消費収入（帰属収入から基本金組入額を控除した金額）及び消費支出の内容や均衡状態を明らかにするものです。

* 帰属収入：学生生徒等納付金、補助金、寄付金など、自己資金に該当する収入（負債とされない収入）のこと。

* 基本金組入額：学校法人が諸活動の計画に基づき必要な資産（校地、校舎、機器備品など）を永続的に保持するために維持すべき金額のこと。4 つに区分されます。

第1号基本金：学校設立当初、学校新設、既存学校規模拡大・教育充実向上のために取得した資産の額

第2号基本金：学校新設、既存学校規模拡大・教育充実向上のために将来取得する資産の額

第3号基本金：奨学基金、研究基金として保持、運用する資産の額

第4号基本金：恒常的に保持すべき資金として、文部科学大臣の定める額

* 消費収入：帰属収入から基本金組入額を控除した額をいい、消費支出を賄うための収入のこと。

* 消費支出：教育研究諸活動に必要な経費のことで、人件費・教育研究経費・管理経費など、当該年度に発生した費用のこと。又、退職給与引当金繰入額、減価償却額などの学校法人の純資産減少となる支出も含まれます。

iii) 貸借対照表

毎会計年度、当該会計年度末における学校法人の資産、負債、純資産の額を表記し、基本金に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。